

# 生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現

## 1 地域社会を支える福祉基盤づくり

### (1) 生活保護

#### ア 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

#### イ 生活保護の種類と方法

生活扶助（金銭給付）	衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
教育扶助（金銭給付）	義務教育にかかる教材費等
住宅扶助（金銭給付）	家賃・間代・地代・住宅維持費等
医療扶助（現物給付）	入院・診察・薬剤・治療材料費等
介護扶助（現物給付）	居宅介護・福祉用具・施設介護費等
出産扶助（金銭給付）	出産に要する費用等
生業扶助（金銭給付）	生業に必要な資金等
葬祭扶助（金銭給付）	死体検案・火葬に要する費用等

#### 生活保護法（昭和25年5月4日施行）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### ウ 保護の動向

昭和61年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成7年度の7.0%、福井県では平成9年度の2.01%を底に保護率増加に転じています。

管内町は、県内工業出荷額が1位～3位の福井市・鯖江市・越前市に隣接しており、車の普及や道路の整備拡大とあいまって稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれています。こうした状況から対象者は、高齢者および傷病・障害者世帯が主となっています。

表1の保護率を見ると、池田町、越前町、越前市が他の市町に比べてやや高めです。

表2の世帯類型別では、高齢単身世帯が約4.5割、傷病・障害世帯が約3.5割で、高齢傷病者の定着化傾向が見られます。

医療扶助のうち、入院については精神病の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢・傷病世帯が多い構成から、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

介護扶助については、被保護人員の約2割、高齢者世帯の約半数が給付を受けています。

労働類型別においては、日雇・内職が主で、自立に結びつくことは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率の年度別推移

(年度末現在)

市町		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	福井県
被保護世帯	16年度	60	138	7	9	37	251世帯	1,735
	17年度	59	133	7	9	35	243世帯	1,714
	18年度	59	128	7	11	36	241世帯	1,820
被保護人員	16年度	79	170	7	11	45	312人	2,192
	17年度	78	160	7	11	46	302人	2,132
	18年度	78	154	7	12	47	298人	2,274
保護率(‰)	16年度	1.19	2.30	1.96	0.87	1.84	1.51‰	2.65‰
	17年度	1.17	1.82	2.06	0.90	1.92	1.55‰	2.60‰
	18年度	1.14	1.76	2.10	0.99	1.89	1.52‰	2.79‰

注) H17年1月1日に対等合併した南越前町には、旧南条町・旧今庄町・旧河野村を合算した

H17年2月1日に対等合併した越前町には、旧朝日町・旧宮崎村・旧越前町・旧織田町を合算した

H17年10月1日に対等合併した越前市には、旧今立町と旧武生市を合算した

H18年2月1日に福井市へ編入合併した旧越廼村・旧清水町の方は、移管したので割愛した

表2 被保護世帯・被保護人員

H19.3.31 現在

市町		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	福井県	
世帯 類型別	高齢世帯	26	64	2	6	18	116	889	
	母子世帯	2	3	0	0	0	5	53	
	障害者世帯	6	22	4	3	5	40	443	
	傷病世帯	20	15	1	1	7	44	177	
	その他	5	24	0	1	3	33	152	
世帯 の稼動 状況	世帯主が働いている世帯	常用労働者	2	2	0	1	0	5	39
		日雇労働者	0	0	0	0	1	1	27
		内職者	2	14	0	1	2	19	33
		その他の就業者	0	0	0	0	0	0	7
	計	4	16	0	2	3	25	106	
	世帯員が働いている	1	2	0	0	0	3	20	
働いている者がいない	54	110	7	9	33	213	1,588		
被保護世帯		59	128	7	11	36	241	1,714	
扶助 別人員	被保護人員		78	154	7	12	47	298	2,132
	保護率(‰)		1.14	1.76	2.10	0.99	1.89	1.55	2.60
	生活扶助		56	116	3	10	33	218	1,763
	住宅扶助		43	102	1	3	13	162	1,367
	教育扶助		2	5	0	0	2	9	95
	介護扶助		9	23	1	3	7	43	301
	医療扶助		61	121	5	10	40	237	1,758
	出産扶助		0	0	0	0	0	0	0
	生業扶助		2	4	0	0	1	7	31
葬祭扶助		1	0	0	0	0	1	3	

## 2 いきいき健康長寿社会の実現

### (1) 高齢社会

福井県の総人口に対する65歳以上の人口は、平成19年4月現在で22.9%を占め、丹南地区では22.7%となっています。

市町別にみると、池田町では既に高齢者比率が38.27%となっており、南越前町は28.44%、越前町では25.32%という状況です。(表1)

このような高齢社会に対応するため、平成12年度から介護保険法が施行され、福井県においては「福井県介護保険事業支援計画」を策定、在宅福祉サービスを総合的に提供するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができる環境をつくることを目指しています。

管内市町においても、各市町の実情に応じて市町老人保健福祉計画を見直すと共に、介護保険事業計画を策定し、総合的的老人福祉サービスの拡充を図っています。

表1 高齢者人口と世帯

H19.4.1 現在

	人口 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢者比率 (%)
鯖江市	68,237	13,893	20.36
越前市	87,433	19,445	22.24
池田町	3,538	1,354	38.27
南越前町	12,561	3,572	28.44
越前町	24,908	6,307	25.32
管内計	196,677	44,571	22.66

平成19年高齢者福祉基礎調査(福井県長寿福祉課)より

### (2) 介護保険

近年、急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

さらに、平成18年4月には介護保険法が改正され、新予防給付の創設、地域支援事業の創設など、予防重視システムへの転換が図られました。新予防給付・地域支援事業のマネジメントは新たに創設された地域包括支援センターが公正・中立の立場から行い、利用者の重度化防止が図られます。

また、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるように支援するため、市町が事業所の指定・監督を行なう地域密着型サービスも新たに展開されます。

#### ア 介護保険制度の現状

##### (ア) 要介護認定状況

管内の介護認定審査は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町の共同設置による丹南地区介護認定審査会により行われています。

平成19年3月の要介護認定者数は表1のとおりであり、管内全体で6,776人となっています。また、その内訳は、要支援1が771人(11.4%)、要支援2が1,001人(14.8%)、経過的要介護が5人(0.1%)、要介護1が1,222人(18.0%)、要介護2が1,101人(16.2%)、要介護3が1,078人(15.9%)、要介護4が868人(12.8%)、

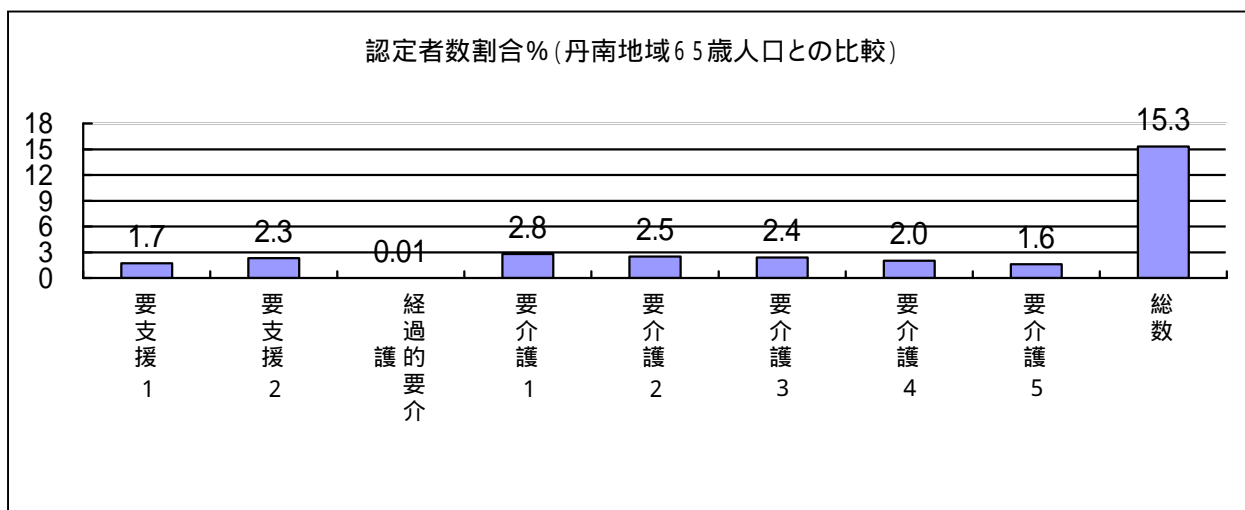
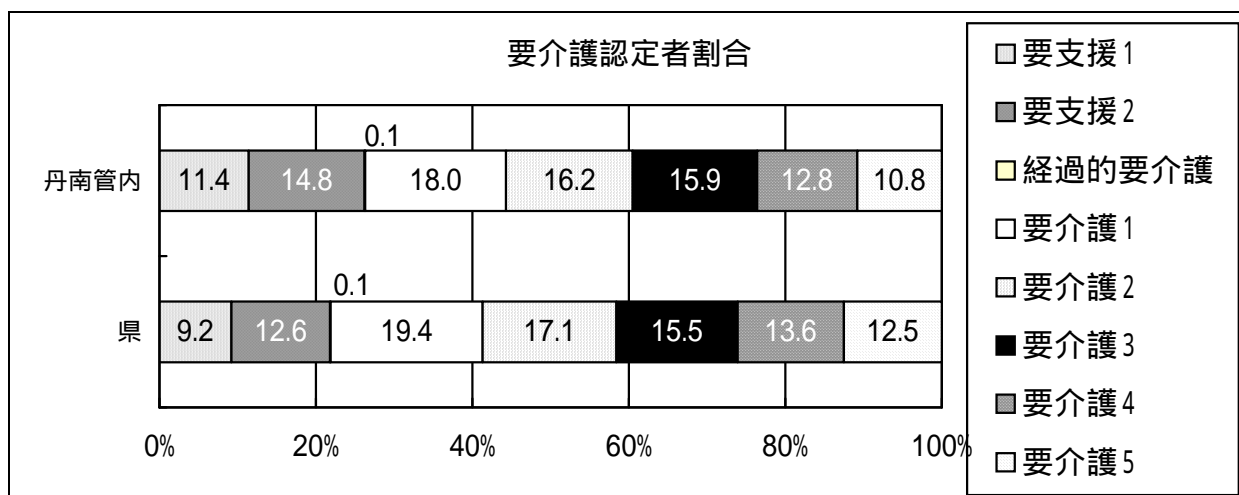
要介護5が730人(10.8%)です。

表1 要介護認定者数

(単位：人)

市町名	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年3月末管内計	1,265			2,230	916	939	799	704	6,853
管内割合%	18.5			32.5	13.4	13.7	11.7	10.2	100.0
鯖江市	147	289	0	333	384	338	266	202	1,959
越前市	414	469	0	558	470	443	374	325	3,053
池田町	33	38	0	27	26	23	27	19	193
南越前町	105	98	5	111	74	87	91	74	645
越前町	72	107	0	193	147	187	110	110	926
19年3月末管内計	771	1,001	5	1,222	1,101	1,078	868	730	6,776
管内割合%	11.4	14.8	0.1	18.0	16.2	15.9	12.8	10.8	100.0
19年3月末県計	2,695	3,702	24	5,674	5,021	4,535	3,988	3,657	29,296
県割合%	9.2	12.6	0.1	19.4	17.1	15.5	13.6	12.5	100.0

注) 要介護認定に関しては、平成18年4月の法改正により、6段階から7段階に見直されている(資料：県長寿福祉課)



(イ) サービスの提供状況

介護保険制度では、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、必要な福祉サービスや医療サービスを総合的に受けられる仕組みを目指しています。

要支援の認定を受けた利用者は、地域包括支援センターの職員が作成した介護予防ケアプランに基づき、介護予防サービスを受け、生活機能の改善、悪化防止に取り組みます。

要介護の認定を受けた利用者は、ケアマネジャーの作成したケアプランに基づき、介護度に合わせた各種サービスを受け、生活の維持・改善を図ります。

在宅サービスとして、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導があります。さらに、施設への短期入所サービス、福祉用具の貸与・購入や住宅改修、市町により指定された地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）があります。

施設サービスとして、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護福祉施設サービスへの入所があります。管内における、サービス事業所の設置状況は表 2～4 のとおりで、利用者は、事業所を選択してサービスを受けることができます。

表 2 市町別介護給付サービス事業所数

H19.3.31 現在

	在 宅													施 設			合 計
	訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問 リハ	居宅 療養	通所 介護	通所 リハ	短期 生活	短期 療養	特定 施設	福祉 用具	用具 販売	居宅 支援	福祉 施設	老健 施設	療養 医療	
鯖江市	10	2	12	6	46	10	5	3	5	1	5	2	26	3	3	2	141
越前市	19	3	22	7	75	15	5	4	9	3	4	3	21	4	2	7	203
池田町	1	0	2	1	3	1	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	12
南越前町	2	0	6	3	8	4	2	1	3	0	0	0	8	1	2	1	41
越前町	2	0	6	2	18	6	1	4	2	2	0	0	5	4	1	1	54
小計	34	5	48	19	150	36	13	13	19	6	9	5	62	13	8	11	451
県合計	143	25	199	79	654	159	50	56	69	16	48	35	259	54	30	42	1,918

表 3 市町別予防給付サービス事業所数

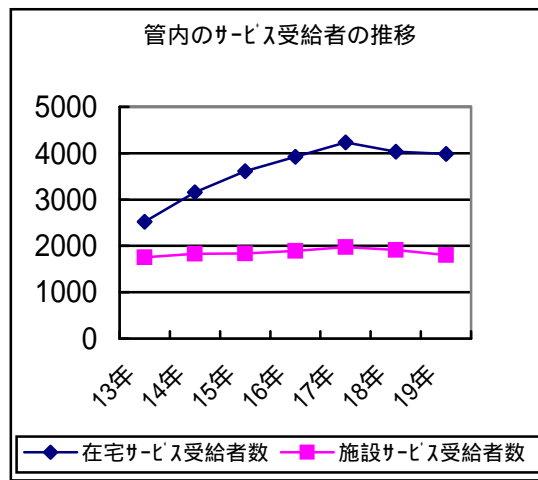
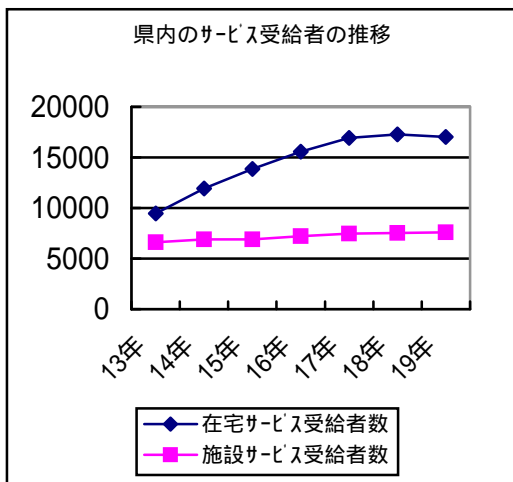
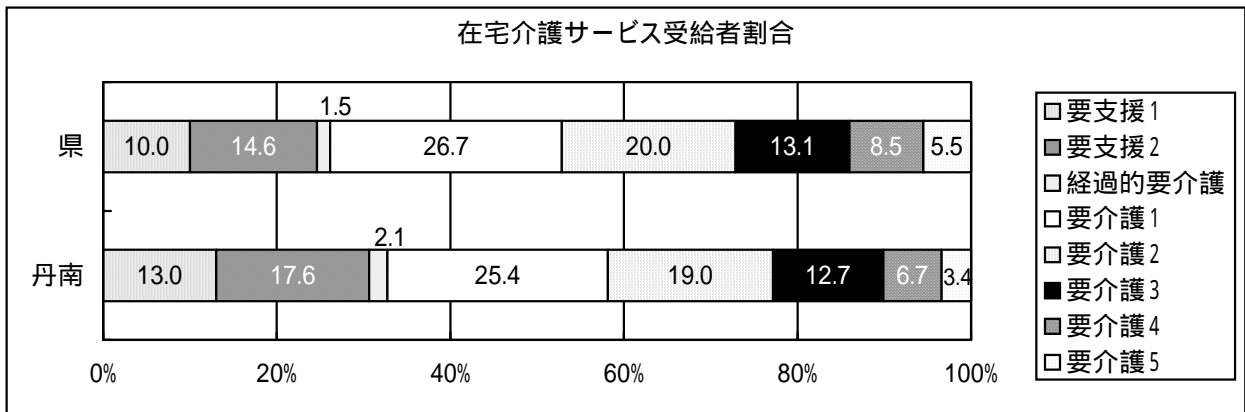
H19.3.31現在

	予 防 サ ー ビ ス													合 計
	予防 訪問 介護	予防 訪問 入浴	予防 訪問 看護	予防 訪問 リハ	予防 居宅 療養	予防 通所 介護	予防 通所 リハ	予防 短期 生活	予防 短期 療養	予防 特定 施設	予防 福祉 用具	予防 用具 販売	予防 居宅 支援	
鯖江市	9	2	12	6	46	10	5	3	4	1	3	2	1	104
越前市	17	3	22	7	75	15	5	4	8	2	4	3	1	166
池田町	1	0	2	1	3	1	0	1	0	0	0	0	1	10
南越前町	2	0	6	2	8	4	2	1	3	0	0	0	1	44
越前町	4	0	5	3	18	6	1	4	2	0	0	0	1	29
小計	33	5	47	19	150	36	13	13	17	3	7	5	5	353
県合計	128	23	191	75	649	154	44	52	56	13	38	35	27	1,485

表4 市町別地域密着型サービス事業所数

H19.3.31 現在

	地域密着型			計	地域密着型（予防）			計
	小規模多機能	認知症共同生活介護	認知症通所		予防小規模多機能	予防認知症共同生活介護	予防認知症通所	
鯖江市	0	2	0	2	0	2	0	2
越前市	1	5	0	6	1	5	0	6
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	1	3	1	5	1	3	1	5
小計	2	10	1	13	2	10	1	13
県合計	16	33	22	71	10	33	19	62



### 3 福祉のまちづくり

障害者や高齢者などを含む全ての人が、自らの意思で社会生活活動に自由に参加できる住みよい福井をつくるため、不特定多数の人が利用する公益的施設について、障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段などを整備するよう、整備基準を示し必要な指導助言を行っています。

なお、整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1 「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況

H9.4.1～H19.3.31

公益的施設の区分	整備対象規模	武生 越前市・池田町・南越前町			丹生 鯖江市・越前町		
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
		新築	増改築		新築	増改築	
0 1 官公庁施設	すべて	1		1		1	1
0 2 医療施設	すべて	20	10	11	14	8	4
0 3 社会福祉施設	すべて	16	14	9	22	27	14
0 4 商業施設 物品販売業	500㎡超	7	4	3	16	6	4
0 4 商業施設 飲食業	300㎡超	5	3	2	7	3	
0 4 商業施設 理容・美容所	150㎡超				1		
0 4 商業施設 サービス業	500㎡超	3	1	1		1	
0 5 娯楽施設	1,000㎡超	1	1	1	4	1	1
0 6 文化施設	すべて				1		
0 7 体育施設	1,000㎡超				2		
0 8 宿泊施設	1,000㎡超		1		2		
0 9 教育施設	すべて	2	3	3		1	
1 0 公共交通機関施設	すべて						
1 1 集会施設	すべて	10	4	2	20	6	13
1 2 興行・展示施設	1,000㎡超					1	
1 3 環境衛生施設 公衆浴場	1,000㎡超	1				1	
1 3 環境衛生施設 公衆便所		1		1			
1 4 駐車施設（路外駐車場）	すべて						
1 5 公益事業施設（郵便局等）	すべて	4		2	3		2
1 6 金融機関施設（銀行）	すべて	5		2	5	1	2
1 7 事務所	3,000㎡超	1			1		
1 8 工場	5,000㎡超	2	2	1	2	5	
1 9 共同住宅等	1,500㎡超	3	1	1	5	1	1
計		82	44	40	105	63	42

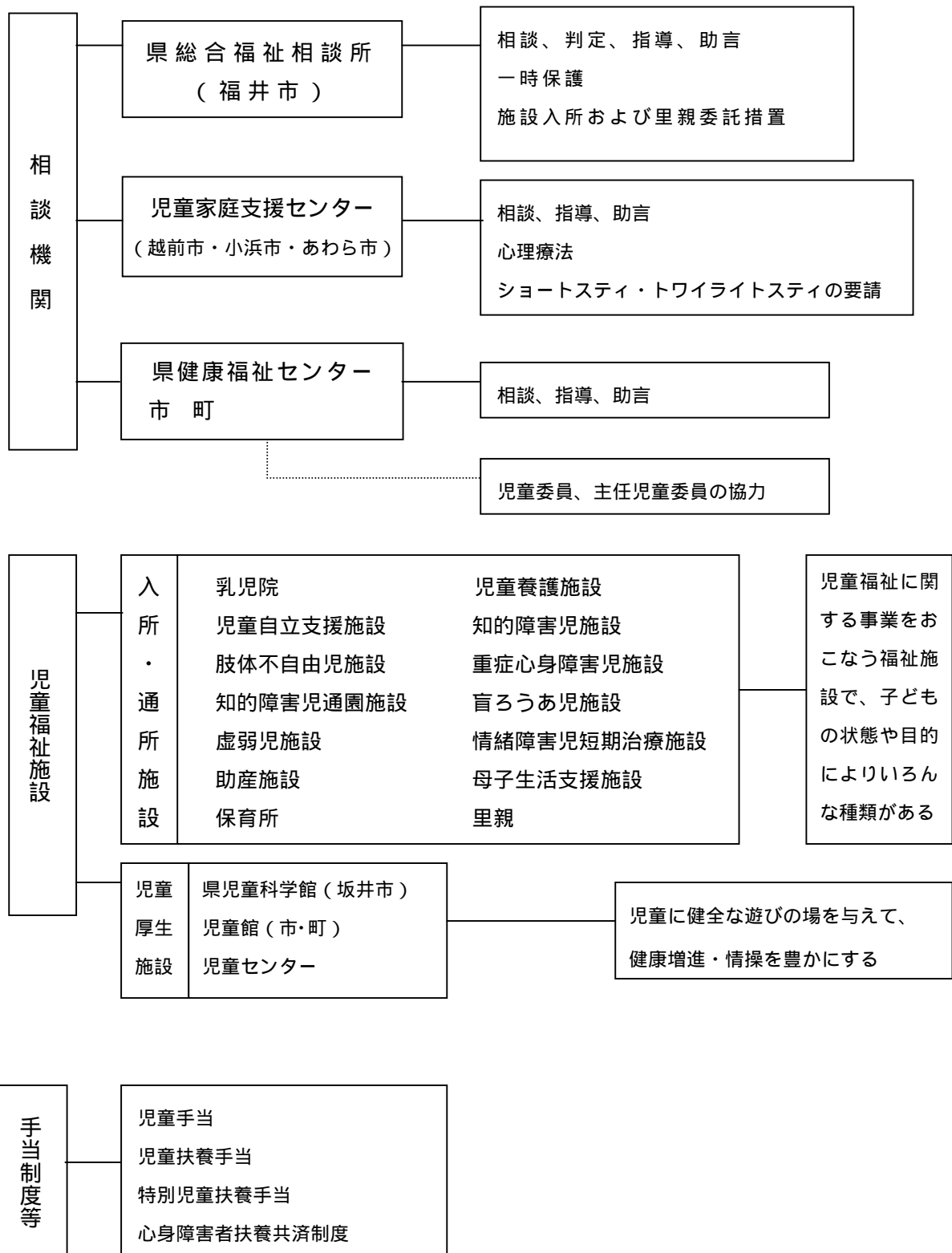
## 4 子どもが健やかに生まれ育つことができる社会の実現

### (1) 児童福祉

#### ア 児童福祉対策

児童福祉法では、全ての国民は、児童が心身共にすこやかに生まれかつ育成されるように努めること、また全ての児童は、生活が保障され愛護されるべきであることを定めています。

このような考えのもと、将来の社会を担う児童を心身共に健全に育成するため、児童扶養手当制度等の活用、児童相談・指導、施設整備等の対策が講じられています。





## イ 児童福祉施設

身体的・精神的・家庭的な事情で保護を要する児童に対して、下記の施設等に保護し、自立に向けた支援を行っています。

表1 児童福祉施設の入所状況

H19.3.31 現在

区分	施設名	所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
乳児院	済生会乳児院	福井市	23	1	8	0	0	0	9
児童自立支援施設	和敬学園	福井市	45	1	1	0	0	0	2
	石川県立児童生活指導センター	石川県	-	0	0	0	0	0	0
	国立きぬ川学院	栃木県	-	0	0	0	0	0	0
児童養護施設	福井市ふれ愛園	福井市	40	1	3	0	0	1	5
	進修学園	越前市	40	5	20	2	0	1	28
	吉江学園	鯖江市	40	3	0	0	0	0	3
	偕生慈童苑	大野市	50	1	3	0	0	0	4
	白梅学園	敦賀市	50	1	4	0	1	0	6
知的障害児施設	足羽学園	福井市	30	2	4	0	0	0	6
	南川福祉学園	小浜市	30	0	1	0	0	0	1
重症心身障害児病棟	福井病院	敦賀市	120	8	5	0	1	1	15
	あわら病院	あわら市	80	6	5	0	1	1	13
肢体不自由児施設	小セつくし園(入所)	福井市	50	0	1	0	1	1	3
	小セつくし園(通所)	福井市	30	5	3	0	0	1	9
	医王病院	金沢市	-	0	1	0	0	0	1
難聴幼児通園施設	小児療育センターひばり園(通所)	福井市	30	0	1	0	0	0	1
	里親	県内	-	0	2	0	0	0	2
合計				34	62	2	4	6	108

## ウ 児童福祉・児童厚生施設

児童を健全に育成するためには、親子のふれあいの場である家族が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援

しています。

児童館は、かぎっ子への遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

表2 児童福祉・児童厚生施設の設置状況

H19.3.31 現在

区 分		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合 計
保 育 所		22	24	1	6	14	67
地域子育て支援センター		1	3	1	1	5	11
児 童 館		16	11	1	4	7	39
母親クラブ	クラブ数	23	26	5	14	18	86
	会員	1,052	949	113	435	873	3,422

表3 保育所入所状況（年齢別）

H19.3.31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合 計
年 齢 別 入 所 人 数	0歳	148	192	4	29	48	421
	1歳	272	392	7	69	80	820
	2歳	385	492	12	103	171	1,163
	3歳	560	603	20	99	211	1,493
	4歳	562	596	19	84	208	1,469
	5歳以上	545	535	0	77	200	1,357
	計	2,472	2,810	62	461	918	6,723
定員		2,135	2,455	80	450	975	6,095
保育所数		22	24	1	6	14	67

## エ 家庭児童相談

県健康福祉センターおよび市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童の福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、児童に関わるあらゆる相談に応じています。

近年、少子化・共働き家庭の増加がすすみ、地域における連帯感の希薄化、家庭の養育力の脆弱化など児童を取り巻く環境は厳しくなり、不登校・いじめ・育児不安・虐待・家庭崩壊といった児童の問題が増加しています。

児童福祉法の改正に伴い、平成17年からは、市・町が児童相談の第一義的な窓口となり、県健康福祉センターとともに要保護児童の通告先となりました。

現在、各市・町において要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、児童相談所・県健康福祉センター・市町保健センター・学校・保育所・民生委員等地域ぐるみで要保護児童の予防・対応に当たっています。

表4 児童相談受付件数（種類別実件数）

	年度	養護相談		保健相談	障害相談				非行相談				育成相談				その他の相談	計	(再掲)	
		児童虐待相談	その他		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	自閉症等相談	虞犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			いじめ相談	児童買春等被害相談
福井県	H17	183	187	14	4	2	97	7	13	8	8	0	46	20	4	94	135	822	1	0
	H18	232	240	122	6	2	65	10	8	10	3	0	42	46	14	73	103	976	7	0
管内計		49	52	4	3	0	37	0	5	3	1	0	5	7	0	7	48	221	0	0
鯖江市		2	27	4	1	0	36	0	1	2	0	0	5	1	0	7	5	91	0	0
越前市		40	25	0	2	0	1	0	4	0	1	0	0	6	0	0	42	121	0	0
池田町		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
南越前町		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
越前町		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0

注) 越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない

(厚生労働省福祉行政報告例より)

## (2) 母子・父子・寡婦福祉

近年、社会環境が大きく変化し、ひとり親家庭を取り巻く状況も大きく変化しております。ひとり親家庭においても核家族化が進行しており、特に母子家庭が経済的に自立するためには、総合的な対策を推進する必要があります。

管内においては母子自立支援員が、母子・父子家庭・寡婦家庭のあらゆる相談に応じており、またきめ細かい相談機能の役割を担う母子福祉推進員も各小学校区ごとに委嘱され、母子自立支援員と共に支援の連携を図っています。

さらに母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員との連携により、就業支援を実施しており、職業能力の向上および求職活動に関して情報提供をしています。

福祉対策として、児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭医療助成事業、母子寡婦福祉資金貸付金、母子家庭等日常生活支援事業等に加え、母子家庭の母に対して母子家庭自立支援事業として、自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業、事業主に常用雇用転換奨励金事業により常用雇用の促進を図るなど、母子家庭の自立を総合的に支援しています。

表1 母子相談件数

		生活一般					児 童				生活援護					合計
		住 宅	医 療	就 職	家 庭 紛 争	そ の 他	養 育	教 育	非 行	そ の 他	母 子 福 祉 社 会 費 支 払 金	寡 婦 福 祉 社 会 費 支 払 金	資 金 貸 付	児 童 扶 養 手 当	母 子 支 援	
鯖江市	16年度	13	22	33	4	25	2	27	2	15	34	4	69	1	27	278
	17年度	10	4	28	15	15	3	9	0	2	30	2	7	1	7	133
	18年度	4	14	48	5	11	0	9	0	17	28	2	2	2	12	154
武生市	16年度	12	170	70	0	11	1	0	0	1	172	23	136	7	22	625
越前市	17年度	13	153	43	0	27	9	0	0	1	147	20	134	4	13	564
	18年度	18	115	107	1	34	14	0	0	1	193	20	86	0	34	623
今立郡 南条郡	16年度	1	3	14	2	0	1	0	0	0	24	4	1	0	0	50
	17年度	1	0	18	0	1	3	1	0	3	26	5	0	0	1	59
	18年度	0	1	29	0	4	1	1	0	0	9	7	0	0	5	57
丹生郡	16年度	0	1	8	2	14	1	0	0	2	57	2	1	1	1	90
	17年度	0	0	10	2	16	1	0	0	0	33	3	1	0	0	66
	18年度	1	0	11	1	7	0	0	0	0	38	7	0	0	0	65
合計	16年度	26	196	125	8	50	5	27	2	18	287	33	207	9	50	1,043
	17年度	24	157	99	17	59	16	10	0	6	236	30	142	5	21	822
	18年度	23	130	195	7	56	15	10	0	18	268	36	88	2	51	899

注) 越前市(17年度)は旧武生市、旧今立町分(10月以降)を含む

表2 母子寡婦福祉資金貸付状況(平成18年度)

(単位:千円)

	事業開始資金		事業継続資金		修学資金		就学支度資金		修業資金		就職支度金		生活資金		住宅資金		結婚資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
鯖江市	0	0	0	0	10	4,689	1	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5,039
越前市	0	0	0	0	10	5,322	1	590	1	330	0	0	3	3,660	0	0	0	0	15	9,902
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	20	10,011	2	940	1	330	0	0	3	3,660	0	0	0	0	26	14,941

### (3) 女性福祉

女性福祉対策は、当初、売春防止法による要保護女子の保護・更生・自立指導を主に実施してきたが、近年、社会経済情勢等の変化に伴い相談内容も複雑多様化してきており、夫の暴力・性被害・サラ金問題・離婚等様々な問題を抱えた女性を保護するなど広範囲に及んでいます。

この中でも特に夫の暴力に関しては、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)が施行され、更に平成18年4月から各健康福祉センターにも「配偶者暴力被害者支援センター」の役割が付与されたことにより、相談に占める割合も高くなっています。(表2)

女性相談員は、このような現状を踏まえ、警察・裁判所・市町など関係機関と協力して、女性の人権を守り、健全な社会生活を営むことができるよう支援活動を行っています。

表1 相談状況(相談者の年代別)

	年度	10代	20代	30代	40代	50代	60以上	合計
鯖江市	16		26	24	2	13	3	68
	17	1	12	31	11	18	5	78
	18		9	46	21	14	12	102
武生市	16		12	49	33		9	103
越前市	17		6	44	20	14	1	85
	18	5	18	35	16	21	3	98
今立郡 南条郡	16			4			1	5
	17			1	3		1	5
	18			1	2			3
丹生郡	16			10	16	3	3	32
	17	1		14	14	7	1	37
	18		2	15	11	4	2	34
合計	16		38	87	51	16	16	208
	17	2	18	90	48	39	8	205
	18	5	29	97	50	39	17	237

表2 相談状況(主訴別)

	年度	本人の問題									家庭の問題						計
		生活困窮	借金	求職	病気	精神衛生	未婚の母	男女問題	帰宅先なし	その他	夫の暴力	夫の問題	離婚問題	家庭不和	子供の問題	その他	
鯖江市	16	5		2		10		7		1	10	1	15	10	7		68
	17		1	1	1	12		6		4	9	7	16	6	14	1	78
	18			2	3	20		5		14	16	7	20		10	5	102
武生市	16	5		4		4		2	3	4	33	2	37	1	7	1	103
越前市	17		3		3	5		1	4	1	17		35	2		14	85
	18	2		2		4		3	3	11	28		34		2	9	98
今立郡 南条郡	16										1		3	1			5
	17										4		1				5
	18										2		1				3
丹生郡	16	1		2	5	5		5		4	1		1	6	1	1	32
	17	1	2	5	8	3		7		2	3			5	1		37
	18		1	4	2	2		1		7	5	3		5		4	34
合計	16	11		8	5	19		14	3	9	45	3	56	18	15	2	208
	17	1	6	6	12	20		14	4	7	33	7	52	13	15	15	205
	18	2	1	8	5	26		9	3	32	51	10	55	5	12	18	237

表3 処理状況

	年度	指導・助言	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	婦人相談所へ移送	関係機関施設移送	合計
鯖江市	16	67					1		68
	17	75					3		78
	18	99					3		102
武生市	16	69				8	3	23	103
	17	64				7	5	9	85
越前市	18	64			1	13	5	15	98
	16	4					1		5
今立郡 南条郡	17	3					1	1	5
	18	2					1		3
	16	32							32
丹生郡	17	37							37
	18	34							34
	16	172				8	5	23	208
合計	17	179				7	9	10	205
	18	199			1	13	9	15	237

注) 越前市(17年度)は旧武生市、旧今立町分(10月以降)を含む

## 5 障害者の自立と社会参加の促進

福井県においては、平成12年3月に「福井県第三次障害者福祉長期計画」を策定し、障害のある人もない人も、共に家庭や地域で普通の生活ができる福祉社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」とライフステージの全ての段階において、全人間的復権および自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の実現に努めています。

さらに、県では、障害者や高齢者などを含むすべての人が、自らの意思で自由に行動し、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるため、平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定し、まちなかのソフト、ハード両面にわたるバリアフリー化に努めています。

平成18年4月から、「支援費制度」に代わり、障害者自立支援法が施行され、障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、仕組みが一元化されました。障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具)と地域生活支援事業(相談支援、通訳支援、日常生活用具給付・貸与、移動支援・地域活動支援センター、福祉ホーム、その他の日常生活・社会生活支援)で構成されています。障害者自らがサービスを選択、利用し、市町がそれを支援する制度が施行されていることもあり、住民の最も身近である市町において、一元的な福祉サービスの提供が受けられるようになっていきます。

### (1) 身体障害者福祉

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、管内の広域の連絡調整機関として、身体障害者福祉についての情報提供をはじめ市町間の連絡調整に努めるとともに、連携を図っています。

県内の身体障害者数は38,149人で、うち管内の身体障害者数は9,176人(24.0%)となっており、県全体の約4分の1を占めています。また、管内の人口に対する割合では4.7%です。

障害区分別では、肢体不自由者が全体の57.1%と最も多く、次いで内部障害の23.4%、聴覚障害の9.5%の

順となっています。(表1)

近年の傾向として、脳血管障害等による肢体不自由者や心臓疾患等による内部障害者の身体障害者手帳の申請が増加しています。

表1 身体障害者数(障害区分別・市町別)

H19.3.31 現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
聴覚	視覚	292	298	27	35	161	813
	聴覚	277	364	57	65	110	873
	平衡	2	3	1	0	1	7
	小計	279	367	58	65	111	880
音声・言語・そしゃく		25	43	1	4	16	89
肢体不自由	上肢	641	691	65	150	262	1,809
	下肢	950	1,066	104	251	459	2,830
	体幹	242	173	19	43	79	556
	脳原性・上肢	19	13	0	1	4	37
	脳原性・移動	6	1	0	1	4	12
	小計	1,858	1,944	188	446	808	5,244
内部障害	心臓	424	574	28	106	173	1,305
	腎臓	130	180	13	28	44	395
	呼吸器	63	76	10	19	23	191
	膀胱・直腸・小腸	105	94	12	17	31	259
	小計	722	924	63	170	271	2,150
計		3,176	3,576	337	720	1,367	9,176

表2 身体障害者更生援護施設の入所状況

H19.3.31 現在

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
肢体不自由者更生施設	8	0	1	3	3	15
福井県美山荘	8	0	1	3	3	15
視覚障害者更生施設	5	0	0	2	1	8
ライトホープセンター	5	0	0	2	1	8
身体障害者療護施設	17	33	3	13	8	74
ライフトレーニングセンター	2	2	1	2	1	8
ライフトレーニングセンター(通所)	4	0	0	0	0	4
福井県若越みどりの村	7	28	2	7	6	50
九頭竜ワークショップ(療護部)	2	3	0	3	0	8
友愛園	1	0	0	1	0	2
金津サンホーム	1	0	0	0	1	2
特定身体障害者入所授産施設	9	16	1	6	5	37
ライトワークセンター	2	3	0	4	0	9
九頭竜ワークショップ(授産部)	4	5	0	0	0	9
光が丘ワークセンター	1	1	1	1	4	8
九頭竜ワークショップ(第二授産部)	2	7	0	1	1	11
特定身体障害者通所授産施設	17	4	0	0	1	22
鯖江福祉開発センター	17	4	0	0	1	22
わかたけ授産場(相互利用)	0	0	0	0	0	0
はこべの家	0	0	0	0	0	0
県外(上記以外の施設含む)	2	0	0	0	0	2
計	58	53	5	24	18	158

## (2) 知的障害者福祉

知的障害児(者)に対しては、そのハンディキャップをできる限り軽減し、家庭や地域、職場で一般の人々と同様な生活ができるよう、援助していくことが求められています。

こうした観点から、知的障害児(者)に対しては、療育手帳の交付をはじめ、施設福祉サービス(施設に入所・通所して、日常生活や作業等を通じて自立に向けた支援を受ける)、在宅福祉サービス(在宅の障害者がヘルパーの派遣を受けたり、施設のデイ・サービス等を利用する)、日常生活に必要な用具の貸与等のサービスが提供されています。

また、管内には、知的障害者相談員が配置されており、知的障害者本人や家族等からの相談に応じ、関係機関と連携して、指導・助言を行っています。

表1 知的障害者の状況

H19.3.31 現在

			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県計	
療育手帳の所持者数	A1 重度	障害児	29	39	1	4	7	80	398	
		障害者	115	140	11	25	49	340	1,560	
	A2 重複障害	障害児	0	4	0	0	1	5	16	
		障害者	8	10	0	3	5	26	119	
	B1 中度	障害児	32	27	1	3	8	71	314	
		障害者	95	152	8	24	44	323	1,356	
	B2 軽度	障害児	23	22	1	3	3	52	232	
		障害者	86	93	2	18	27	226	961	
	計			388	487	24	80	144	1,123	4,956
		障害児	84	92	3	10	19	208	960	
		障害者	304	395	21	70	125	915	3,996	

注) 障害児 = 18歳未満



表2 知的障害者福祉施設の入所状況

H19.3.31 現在

	施設名	所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
更生施設	入所	若越ひかりの村	福井市	175	25	24	1	6	8	64
		かすみが丘 更生寮	丸岡町	140	9	11	0	3	2	25
		希望園	大野市	90	2	3	2	1	6	14
		むつみ園	大野市	60	2	2	1	0	1	6
		足羽更生園	福井市	90	9	4	3	0	2	18
		大島福祉学園	おおい町	50	0	3	0	0	1	4
		大日園	勝山市	60	3	3	0	2	3	11
		ハスの実の家	あわら市	32	3	0	0	0	0	3
		すだちの家	福井市	30	3	1	0	0	0	4
		あいの里	越前市	40	6	23	1	6	2	38
通所	がんばるはうす	福井市	20	0	0	0	0	1	1	
	ライフカレッジ あけぼの	福井市	20	0	0	0	0	0	0	
	第三鯖江福祉更生センター	鯖江市	37	22	6	1	0	3	32	
	ハスの実ベーカリー	あわら市	7	0	0	0	0	0	0	
	希望園WAI-WAI倶楽部	大野市	10	1	0	0	0	0	1	
	あいの里（通所部）	越前市	12	2	2	0	0	0	4	
授産施設	入所	若越ひかりの村	福井市	100	5	20	0	3	8	36
		足羽ワークセンター	福井市	50	3	4	0	2	1	10
		九頭竜ワークショップ（第三授産部）	大野市	50	4	1	1	3	1	10
	通所	セルブ梅の木	福井市	40	0	1	0	0	0	1
		ひまわり作業所	越前市	30	1	31	0	1	1	34
		第二鯖江福祉開発センター	鯖江市	40	18	11	1	0	1	31
		第二鯖江福祉開発センター 当田分場	鯖江市	19	9	3	0	0	4	16
		第二鯖江福祉開発センター 御幸分場	鯖江市	19	4	1	0	0	1	6
		クリエートプラザ 丹生	福井市	20	0	0	1	0	0	1
		クリエートプラザ 丹生宮崎分場	越前町	10	0	0	0	0	5	5
		クリエートプラザ テクノパーク	福井市	20	0	0	0	0	0	0
		クリエートプラザ 今立	越前市	20	2	8	0	0	0	1
		クリエートプラザ 美山	福井市	20	1	0	0	0	0	1
		ワークあけぼの	福井市	20	2	1	0	0	1	4
		ワークあけぼの 分場手づくり工房コスモス	福井市	15	2	0	0	0	0	2
		わかたけ授産場	越前市	20	1	16	0	2	1	20
		足羽ワーク 分場あおぞら	福井市	10	0	0	0	0	0	0
		足羽ワーク 分場かがやき	福井市	12	2	0	1	0	0	3
わくわくワーク	あわら市	20	1	0	0	0	0	1		
通勤寮	かすみが丘 通勤寮	丸岡町	25	0	0	1	0	1	2	
	エスケイプラザ テクノパーク	福井市	24	3	4	0	0	0	7	
県外		-	-	0	0	0	0	0	0	
計					145	183	14	29	54	425

### (3) 精神障害者福祉

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず市町において一元的なサービスが受けられるようになりました。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、近年、増加傾向にあります。

精神障害者の社会復帰および自立の促進を図るため、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、グループホーム等の社会復帰施設がそれぞれ鯖江市と越前市に1か所ずつ設置されています。

表1 精神障害者福祉手帳所持者数

H19.3.31 現在

市町	等級	1級	2級	3級	計
	鯖江市		11	79	59
越前市		9	106	68	183
池田町		1	4	1	6
南越前町		4	7	3	14
越前町		10	35	26	71
合計		35	231	157	423

表2 就労移行支援事業利用者状況

H19.3.31 現在

施設名	利用者実人員			社会復帰者数			退所者数			継続している者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
千草の家	22	14	36	3	0	3	3	1	4	16	13	29
サニワホーム	12	7	19	1	0	1	1	0	1	10	7	17

就労移行支援事業所：千草の家（鯖江市）、サニワホーム（越前市）

表3 就労継続支援事業（B型）利用者状況

H19.3.31 現在

施設名	利用者実人員			社会復帰者数			退所者数			継続している者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
サニワホーム	16	5	21	1	1	2	0	0	0	15	4	19

就労継続支援事業所B型：サニワホーム（越前市）

表4 地域活動支援センター利用状況

H19.3.31 現在

施設名	区分	利用者実数	一日平均利用者数	相談支援事業	
				相談延件数	
地域生活支援センター	やすらぎ	64	22.0	1,179	
	アップ	129	22.6	3,094	

地域活動支援センター：やすらぎ（鯖江市）、アップ（越前市）

表5 グループホーム利用状況

H19.3.31 現在

施設名	区分	利用定員	登録利用者実数	18年度中退所者数	うち社会復帰した者
	竹	6	6	1	0

グループホーム：さつき荘（鯖江市）、竹（越前市）

#### (4) 障害者ケアマネジメント連絡調整会議

障害者ケアマネジメント連絡調整会議については、障害者自立支援法の施行に伴い、この事業の役割が市町の設置する地域自立支援協議会へ移行することとなった為、平成 18 年度は丹南圏域の地域自立支援協議会のあり方について協議、検討することを目的とした検討委員会を開催しました。

また、市町の要望に応じた担当者会議等を開催し、情報交換や意見交換を行いました。(表1、表2)

表1 担当者会議等

日時・会場	内 容	対 象	参加人数
平成18年 8月 1日 13時30分～16時 丹南健康福祉センター	丹南地区障害児等療育担当者会議 内容：各機関の事業説明及び質問・意見交換	市町職員 療育訓練担当者 養護学校教員	25名
平成18年 8月 8日 9時～11時30分 丹南健康福祉センター	丹南地区障害福祉担当者会議 内容：地域生活支援事業、地域自立支援協議会に関する説明・意見交換	市町職員	24名

表2 障害者ケアマネジメント連絡調整会議

『丹南圏域の障害者を支える為のサービス調整会議のあり方について』の検討委員会

日時・会場	内 容	対 象	参加人数
平成19年1月10日 13時30分～17時 丹南健康福祉センター	第1回 事前アンケートをもとにした報告及び調整会議に関する意見交換 自立支援協議会に関する説明会	・相談支援専門員 ・権利擁護センター職員 ・養護学校教員 ・職業指導官 ・市町職員 ・総合福祉相談所職員	27名
平成19年2月 7日 13時30分～16時45分 丹南健康福祉センター	第2回 講演「地域自立支援協議会の役割と実際の取組み事例について」 講師：滋賀県障害者自立支援協議会事務局中村良氏 検討委員との意見交換会	・相談支援専門員 ・権利擁護センター職員 ・養護学校教員 ・職業指導官 ・市町職員 ・総合福祉相談所職員	32名
平成19年3月20日 13時30分～16時30分 丹南健康福祉センター	第3回 グループワーク	・相談支援専門員 ・権利擁護センター職員 ・養護学校教員 ・職業指導官 ・市町職員 ・総合福祉相談所職員	17名